

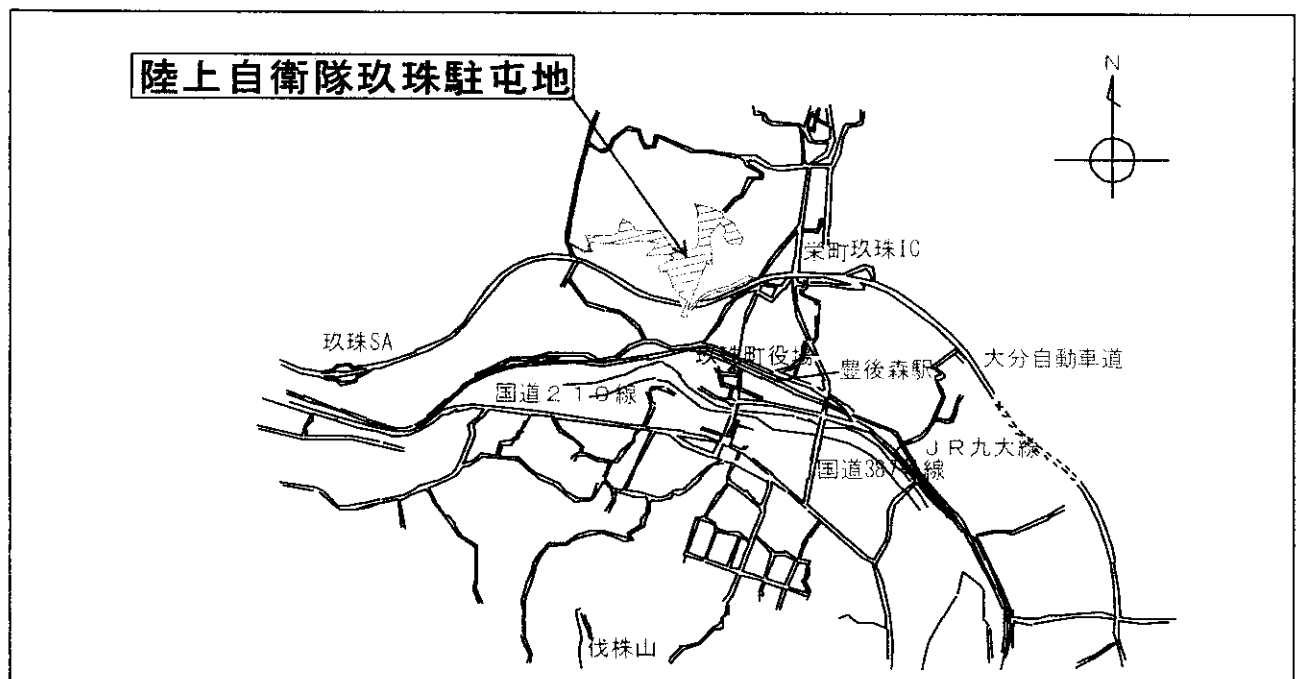
## 6 特記事項

- (1) 本作業で発生した発生材は、関係法令に基づき適切に処分すること。処分完了後、処分完了を証明できる書類（計量証明書及びマニフェストE票（写）等）を監督官に提出すること。また発生材の処分場等への持ち込みに必要な調整及び加工作業については、受注者が実施すること。
- (2) 作業の際に外柵及び門扉を一時撤去する必要がある場合は、仮設の柵を設置し、作業後撤去した外柵を復旧すること。
- (3) 伐採位置はGLから30cmの高さ以内とする。細部は監督官と調整の上実施すること。
- (4) 電線と接触のおそれがある場合は停電について協議し防護管等の対策を講じたうえで、作業を行うこと。

## 7 提出書類

- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| (1) 工程表              | 1部（契約後すみやかに） |
| (2) 着手通知書            | 2部（契約後すみやかに） |
| (3) 完了通知書            | 2部（完了後すみやかに） |
| (4) 現場代理人届           | 1部（契約後すみやかに） |
| (5) 契約金額内訳明細書        | 1部（契約後すみやかに） |
| (6) 作業日誌             | 1部（完了後すみやかに） |
| (7) 打合せ簿             | 1部（必要時のみ）    |
| (8) 作業写真             | 1部（完了後すみやかに） |
| (9) 発生材の処分完了を証明できる書類 | 1部（完了後すみやかに） |
| (10) その他指示された書類      | 1部（その都度）     |

- 8 本作業は、検査官の完了検査合格をもって完了とする。手直しが生じた場合は、手直し完了後検査官の再検査を実施し検査合格をもって完了とする。



案内図 S=1/X